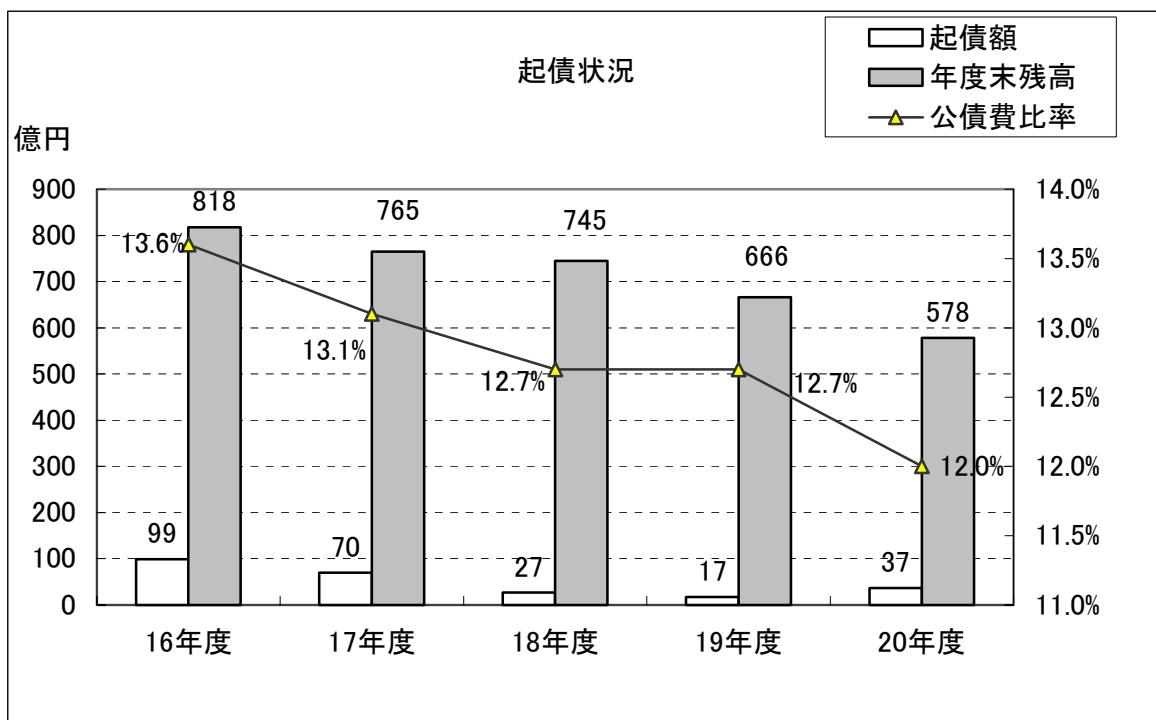


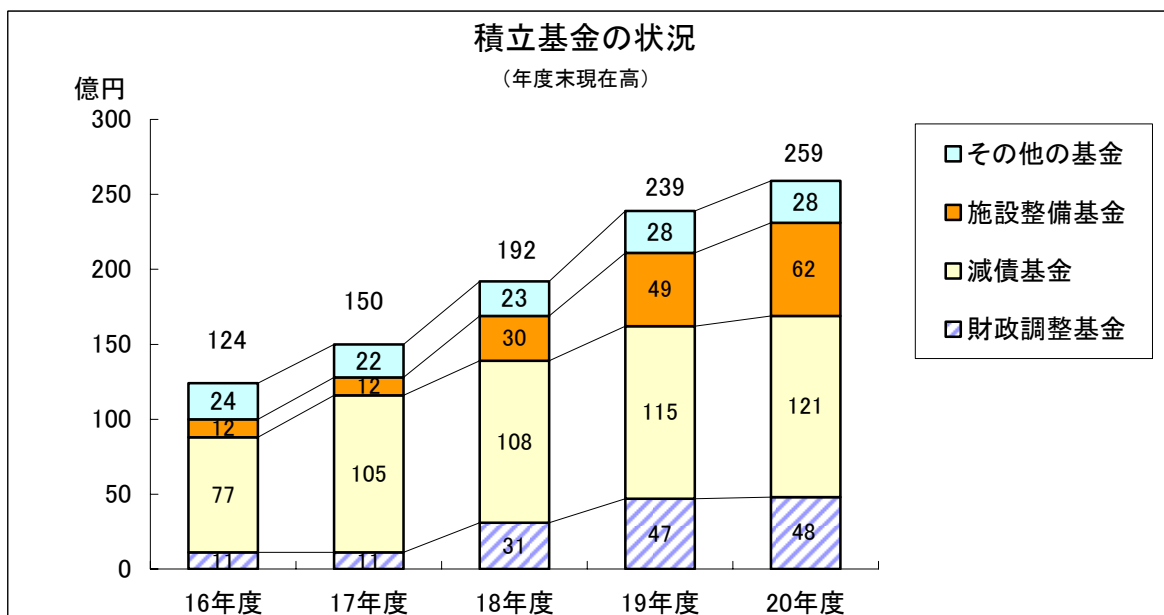
6 特別区債（区の長期借入金）



公債費比率とは、使いみちが限定されていない区税収入などの合計収入に対して、その年に返済すべき過去の借金がどのくらいの割合になっているかを算出したものです。

長期借入金残高は、大規模公園の起債償還が進んだ結果、徐々に減ってきています。20年度の起債額は、18年度用地特別会計で公共用地先行取得債を発行し購入した東山公園拡張整備用地を一般会計に買戻す起債が影響し増となっています。

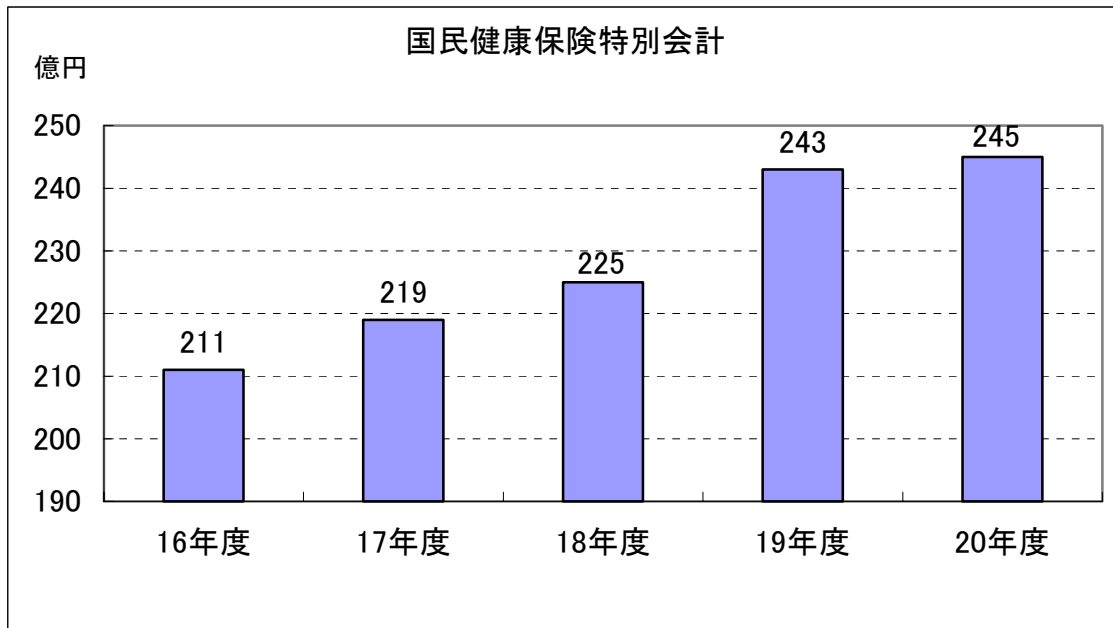
7 積立基金（区の貯金）



区有施設の改築・改修に備える施設整備基金や、年度間の財源変動に対応する財政調整基金などの残高が増えつつあります。

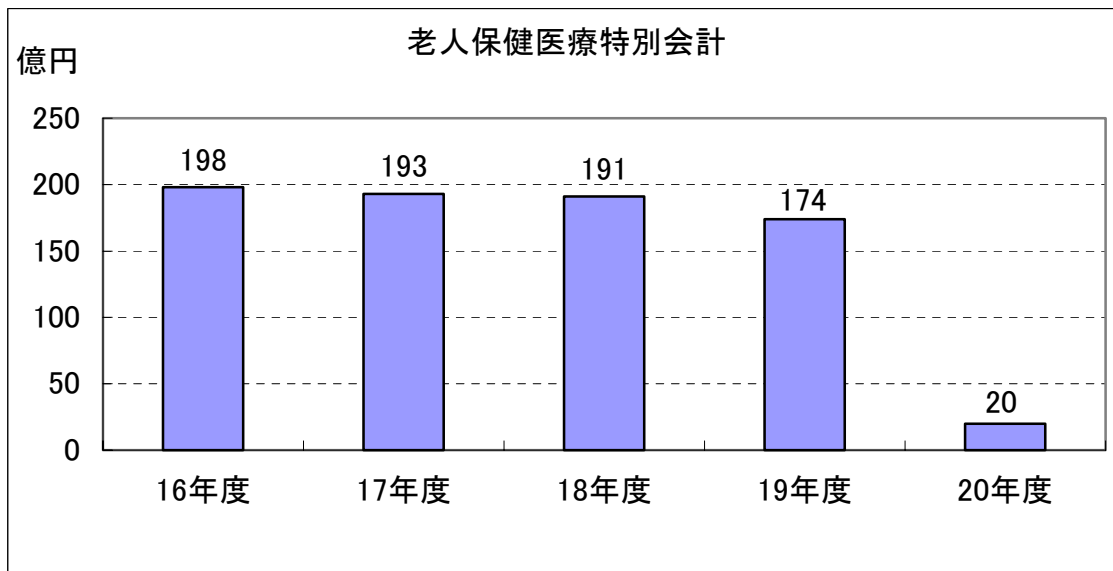
8 特別会計財政規模の推移

(1) 国民健康保険特別会計



医療制度改革によって、後期高齢者医療制度相当分の縮小がありました。一方、医療費などの増があり、会計全体では前年度比 0.6% 増の 245 億円となりました。

(2) 老人保健医療特別会計

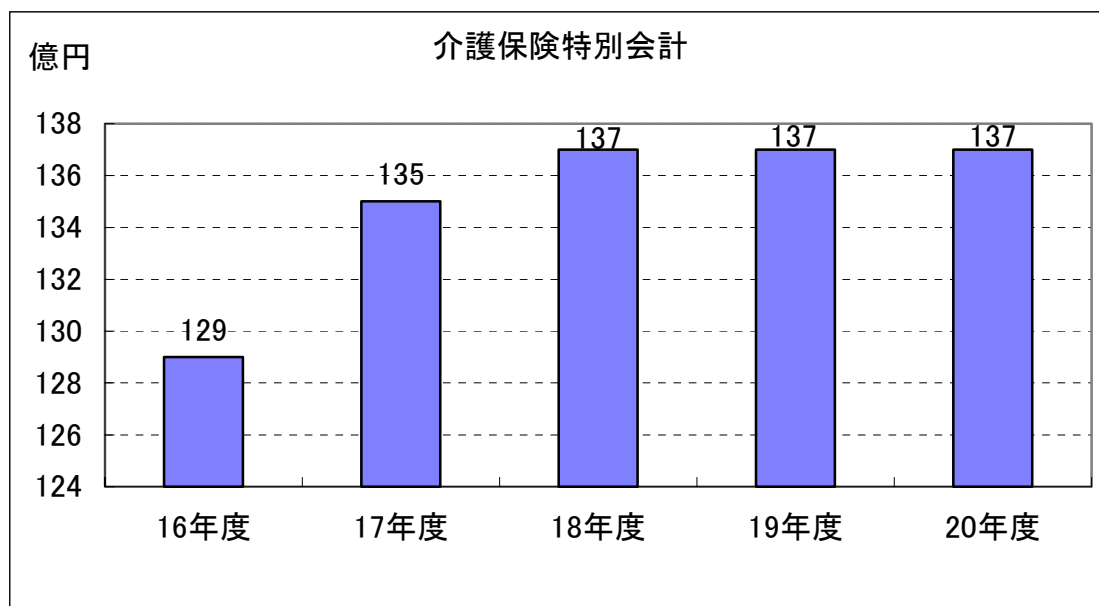


医療制度改革により、老人保健医療制度が 20 年 3 月で終了することに伴い 88.5% 減の 20 億円となりました。

(3) 後期高齢者医療特別会計

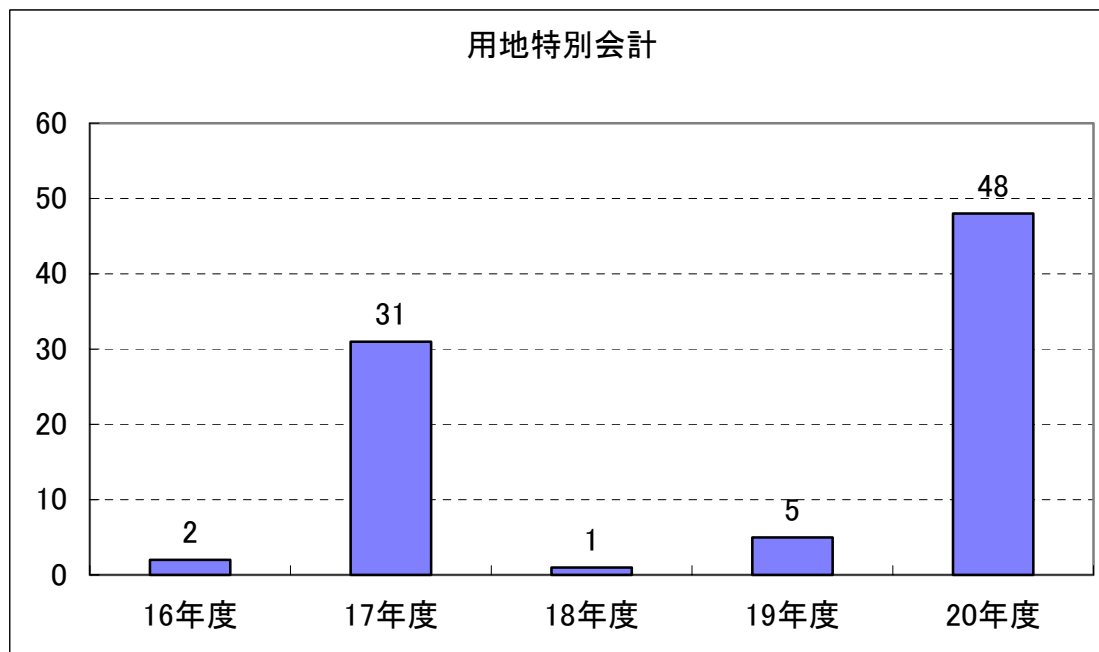
医療制度改革により、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が 20 年 4 月から開始することに伴い、特別会計を新設します。20 年度は 47 億円余となっています。

(4) 介護保険特別会計



人口の高齢化に伴い要介護認定者数が増加していることが保険給付費の増に影響していますが、平成 18 年の介護保険法改正により保険給付の範囲などが見直され、また要介護認定者数の増加率が鈍化したため、平成 18 年度以降は伸びが抑えられています。

(5) 用地特別会計



20 年度は 43 億円余の大幅増となりましたが、これは東山公園拡張整備用地取得に係る公共用地先行取得債の償還経費の増などによるものです。

参 考 資 料

20 年度に実施する特色ある事業

本編では、実施計画事業、重点化対象事業など、20 年度に区で実施を予定している事業について、ごく簡単に紹介をしました。

ここでは、その中で 20 年度に実施する特色のある事業として「住宅用火災警報器の無償設置」、「プラスチックリサイクルの推進」を取り上げ、より詳しく説明します。

住宅用火災警報器の無償設置

1 住宅用火災警報器設置の義務化

住宅用火災警報器の設置は、東京都の火災予防条例の改正に伴い、新築・改築する住宅は平成 16 年 10 月から義務化され、既存住宅についても平成 22 年 4 月から義務化されます。

これは、火災による死者の 8 割が住宅火災から発生し、住宅火災により亡くなった人の 4 割が発見の遅れという状況から、火災に早く気づくことが、被害を最小限に抑えることにつながるためです。

火災による死者

住宅火災による死者は 85.0% 959人のうち815人

発見の遅れによる死者は 45.6% 815人の内372人

東京消防庁管内の近年10年間の統計(平成 18 年 7 月)

2 今回の取り組み

住宅用火災警報器の設置は、自己設置が前提となりますが、本区の重要課題の一つである安全・安心なまちづくりを進めるにあたり、以下の取り組みを行います。

火災の早期発見を促進し、発見の遅れによる被害を抑える必要があります。特に、自力での消火や避難が困難と想定されるかたへの対応が重要となります。

そこで、全員が 65 歳以上の高齢者である世帯、また、障害者のかたがいる世帯を対象に、取り付けを含め無償で 1 世帯に 1 台設置します。

3 具体的な設置方法

案内送付

対象者を抽出し、各世帯に案内状と申込書を送付します。また、区報などでもお知らせします。(対象者の抽出から取り付けに至るまでの、個人情報の取扱については、関係所管と調整し、特に慎重を期します。)

申込書の提出

案内状が送られた世帯のかたは、住宅用火災警報器の申込書を提出していただきます。

住宅用火災警報器の購入

提出された申込書により、住宅用火災警報器を区で購入します。住宅用火災警報器は煙感知式の電池で10年間使用できる物です。熱感知式を希望することも可能です。

取り付け

区で購入した住宅用火災警報器を、区内業者の協力を得て、申込者宅へ設置を行います。

4 平成20年度予算

住宅用火災警報器の無償設置の予算は4,753万円となっています。内訳は住宅用火災警報器の購入費、取り付けに伴う委託費、案内送付などの通信費、その他封筒などの消耗品費となっています。区内で10,000世帯のかたに申込みいただきますと、1世帯あたりの区の負担する費用は4,753円となります。



プラスチックリサイクルの推進

1 区としての取り組み

23 区では、東京港内に残された最後のごみ処分場の延命化を図り、また限りある資源を有効活用するために、埋め立てていたプラスチックごみを清掃工場で焼却して熱エネルギーを回収する「サーマルリサイクル」を 20 年度から順次実施しています。

目黒区では、3 R (☞26 ページ) を推進する立場から、ペットボトルやプラスチック製の「容器」と「包装」(プラマーク付きのプラスチック) を資源として回収し、再生利用をすすめる一方で、リサイクルが困難なプラスチックごみのみを、清掃工場で焼却してその際発生する熱エネルギーを電気や温水に利用することとしました。

平成 19 年 10 月から一部モデル地域で、プラスチックごみのリサイクルを行っており、平成 20 年 10 月からは区内全域で本格実施していきます。

2 内容

プラスチックごみの分け方・出し方を変更します。

ペットボトル・プラスチック製容器包装 (プラマーク付きのプラスチック) を区民のかたに分別してごみ集積所に出してもらい、資源として回収します。

資源として回収が困難なプラスチックごみについては、埋め立てる (燃やさないごみとする) のでなく、燃やすごみに変更します。また、ゴム・皮革製品も燃やすごみに変更します。

実施時期 平成 20 年 10 月

実施規模 区内全域



※ 資源の日は、資源となるプラスチックの他にびん・缶・古紙を集めます。



3 プラスチックリサイクル推進の背景

- ① 最終処分場の残余容量のひっ迫(埋め立て量を減らす必要)
- ② 清掃工場の焼却技術や能力の向上(焼却しても安全)
- ③ プラスチックごみの増加(発生抑制や資源化が急務)
- ④ 循環資源としてのプラスチックごみの資源化

4 資源となるプラスチックの行方

資源の日に集められたプラスチック製容器包装(プラマークつきのプラスチック)は、異物を取り除き、加工して新しい物に生まれ変わります。



プラスチック等の資源化事業

20年度予算総額 8億3千633万円

区民1人当たり費用 3,316円

行財政改革の推進

1 これまでの取組み（表1）

平成10年3月に特別区制度改革をはじめとするさまざまな制度改革への対応や厳しい財政状況を克服する必要から「目黒区行財政改革大綱」を策定し、また、14年2月に「第2次行財政改革大綱」及びその「年次別推進プラン（14年度～17年度）」を策定しました。

16年3月の実施計画改定の際には、計画期間中の財源確保と将来にわたる安定した行財政の基盤整備を行うため、「第2次行財政改革大綱」を改訂するとともに、「年次別推進プラン」を実施計画期間（16年度～20年度）に合わせて延長し、この5カ年を集中改革期間として行財政改革に取り組んでいくこととしました。

19年3月には、これまでの基本的な枠組みを踏襲しながら、前回改訂からの3年間に生じた事情や状況の変化を踏まえ「第2次行財政改革大綱・年次別推進プラン（19年度～20年度）」として改訂し、集中改革期間の残り2カ年の行財政改革を実施していくこととしました。

表1 これまでの目黒区における行財政改革の経緯

年 月	概 要
平成8年10月	・「目黒区行財政改革委員会」設置。
平成9年11月	・委員会において、区の行財政運営全般に関して1年2ヶ月に渡り検討し、「分権時代の行財政改革」（提言）をまとめる。
平成10年3月	・「目黒区行財政改革大綱」策定。
平成10年4月	・12年度に大規模な組織改正を実施。
平成14年2月	・第2次行財政改革大綱（14～17年度）策定。 （及び年次別推進プラン（14～17年度）策定。）
平成16年3月	・第2次行財政改革大綱（16～20年度）改訂。 （及び年次別推進プラン（16～20年度）改定。）
平成19年3月	・第2次行財政改革大綱（19～20年度）改訂。 （及び年次別推進プラン（19～20年度）改訂。）

2 年次別推進プラン（19年度～20年度）の概要

（1）集中的に重点を置いて取り組みます

集中改革期間（16年度～20年度）の残り2カ年は、次の4つを重点として徹底した改革に取り組みます。

・重点1：民間活力の活用

指定管理者制度の導入を進めるとともに、導入後の評価、検証を行い、導入目的（サービス向上・安全な施設管理・経費の効率化）を達成するための適切な運用を図ります。

また、外部委託を推進するためのガイドラインを作成するとともに委託業務の点検・評価方法を確立し、適切な業務委託の運用を図ります。

市場化テストについては、「サービスの質の向上や経費削減効果」、「区の責任の担保」、「他の事業者活用手法（業務委託、人材派遣等）や非常勤職員活用との比較」などの点について検討したうえで、導入の可否を判断していきます。

- ・重点 2：職員配置の適正化

職員定数適正化計画の定数削減目標を達成するための取り組みを進めるとともに、制度改正やIT化による業務量の変動等を見据えながら、必要な分野への振替えを行い、職員配置の適正化を図っていきます。

- ・重点 3：迅速的確な意思決定できる組織整備

区民に分かりやすく簡素で効率的であることを基本に、次の点に注意しながら組織整備を進めます。

- ・様々な制度改革等、新たな課題に迅速に対応できる組織。
- ・ITを有効に活用できる情報化社会にふさわしい組織。

- ・重点 4：財政基盤の確立

19年度当初予算編成から導入した新たな予算編成手法「枠配分方式」を活用し、経費の効率的な執行や事務事業の見直し、職員配置の適正化に努め、経常経費の縮減を図り将来にわたる状況変化に対応できる財政基盤の確立を目指します。

(2) 目標達成に努めます

集中改革期間中の5カ年の職員数削減目標を2,645人(15年4月1日現在)の10%程度、財源確保目標額を191億円と定め、目標達成に向けた取り組みを進めてきました。

職員数削減は、20年4月現在の見込みで277人、削減目標265人に対して約104.5%の達成状況となっています。財源確保は、20年度当初予算反映分までの確保額累積が196.7億円となり、目標額には到達しました。

今後も簡素で効率的な執行体制を確立するとともに、真に必要な施策を重点的に推進していくため、行財政改革を着実に実施していきます。

なお、事務事業の見直しなどに伴う経費削減額の状況は表2、職員定数適正化の状況は表3の20年度部分のとおりです。

3 行財政改革の進め方

(1) 進行管理

改革項目への取り組みに関する進行管理を、部局を問わず共通課題として区全体で行っていくものと、部局に委ねるものに区分し、着実に実施していきます。

(2) 区民への公表

2カ年の改革実施策のうち、19年度分は20年5月に実施状況を公表します。

最終年度である20年度には、「第2次行財政改革大綱・年次別推進プラン」全体を総括した実施結果をとりまとめ、21年3月を目途に公表し、21年度以降の行財政改革への取り組みに反映します。

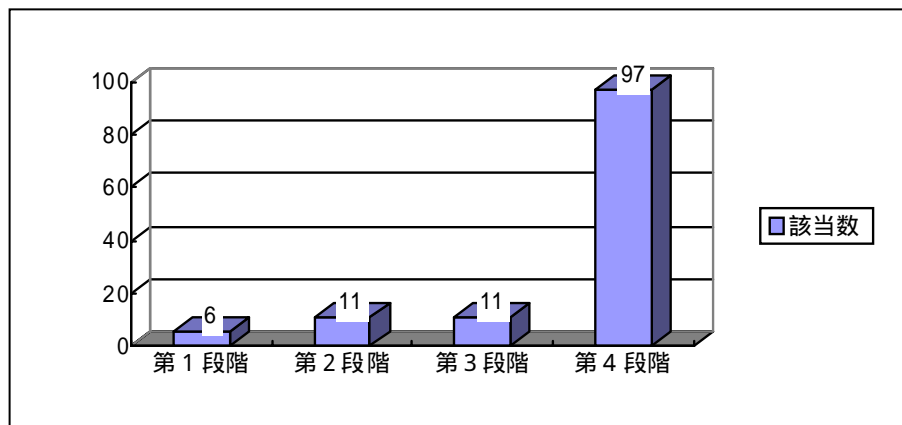
4 19 年度の実施状況

19 年度の実施状況としてとりまとめた 125 項目のうち、実施段階の傾向は次のとおりです。

97 項目 (77.6%) が、一部実施も含めた実施の状況 (第 4 段階) にあり、11 項目 (8.8%) が実施に向けた調整等を行っている状況 (第 3 段階) です。11 項目 (8.8%) が具体案の作成に向けて関係機関等と協議を行っている状況 (第 2 段階) にあり、6 項目 (4.8%) が内部で検討中・研究中 (第 1 段階) となっています。

【実施段階総括表】

実施段階	該当数
第 1 段階	6 (4.8%)
第 2 段階	11 (8.8%)
第 3 段階	11 (8.8%)
第 4 段階	97 (77.6%)
計	125



注：各段階等の割合については、小数点以下第 2 位を四捨五入している。

19 年度に進展した主な取組みは次のとおりです。

	主な改革項目及び具体策
第 1 区民から信頼される身近な区政を目指します	IT を活用した窓口業務の改善 - 粗大ごみの受付手続、蔵書検索などの電子化 インターネット等を活用した広報手段の拡充 - メールマガジンによる情報発信開始 審議会の設置基準等の見直し - 区議会選出委員の報酬の見直し 地域の公益的活動の支援に関する方針や体制づくり - ボランティア等活動拠点整備
第 2 無駄をなくし、税金を有効に活用します	プレミアム共通商品券の見直し - 共通商品券補助の廃止、新たな販売促進策構築支援 放置自転車対策の推進 - 放置防止指導員の増員など放置自転車対策の強化 資源回収活動の拡大 - 資源プラスチック回収モデル事業の開始 保育園の見直し - 目黒保育園の指定管理者制度導入 公の施設の管理運営の効率化 - 体育館等のスポーツ施設の指定管理者制度導入 広告収入の確保 - 民間事業者と一部区報の共同発行による広告料収入の確保
第 3 サービス提供者としての職員改革を進めます	窓口サービスの向上 - 窓口対応事例集の発行、クレーム対応研修、窓口職員と広聴担当職員の懇談会の実施等、窓口サービス向上の取り組みの強化・充実 総合的な人材育成計画の策定 - 全職員を対象とした人事考課制度、目標によるマネジメント制度への取り組み
第 4 着実に改革を進めて自治の基盤を強化します	特別区民税の収納強化 - 滞納処分の対象拡大、インターネット公売の実施など 介護保険給付の適正化 - 給付適正化システム等の活用による立ち入り調査、実地指導、給付費通知の実施 庁内イントラネットによる事務処理の効率化 - 文書管理システム等内部情報システムの運用開始

表2 平成20年度の財源確保に向けた主な取組

平成20年度分の財源確保については、主に次のような取組を行い目標達成を目指します。(単位:万円)

歳入の確保	9,000
区税収入	9,000
区税について収入率の向上や滞納等の縮減を図ります。	
72 収入率の向上と滞納等の減少 ・特別区民税の収納強化	9,000
歳出の削減	50,767
職員人件費の削減	39,719
・職員定数適正化計画における5年間(16～20年度)の削減目標を踏まえて、職員数の適正化を図り、4月1日時点の比較で45人程度(当初予算反映分)の常勤職員を削減するとともに、非常勤職員総数についても適正な管理を行っていきます。	
事務事業の見直しなど	21,145
ゼロベースの視点ですべての事務事業を見直し、経常的な経費を中心に削減を図ります。	
19 公益法人等の役割分担・活性化方策等の検討 ・社会福祉事業団補助(人件費)の見直し、文化ホール・美術館の運営費見直しなど	3,823
24 社会経済状況の変化に合わせた事務事業の見直し ・高齢者生活支援ヘルパー派遣の見直し、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業経費の見直し、区立中学校連合行事におけるバス借上げの廃止など	1,350
25 補助金等の見直し ・理美容サービス委託料・扶助費の見直し	58
26 金銭給付等の見直し ・見舞金支給の廃止	1,325
31 福利厚生事業の見直し ・民間借上職員住宅の一部見直し、VDT検診検査体制の見直し	590
39 施設の営繕、維持管理業務の効率化 ・ハヶ岳林間学園、社会教育館等の運営経費の見直し	548
45 各種業務の委託の推進 ・学校給食調理業務の民間委託	人件費に別掲
46 公の施設の管理運営の効率化 ・高齢福祉施設、障害福祉施設の運営管理委託料の見直し ・体育施設の指定管理者制度導入(人件費に別掲)	11,791
47 情報処理体制の効率化 ・教育用コンピュータ保守委託の見直し	356
50 非常勤職員の効果的配置 ・児童交通安全擁護員の非常勤活用	人件費に別掲
81 職員定数適正化計画の推進 ・学校警備の機械化による人員削減	人件費に別掲
その他 ・既定一般事務事業費の削減など	1,304
委託化・非常勤職員化などに伴い必要となる経費	△ 10,097
20年度改革実施策による財源確保額(当初予算反映分)	59,767

※表中の番号は、年次別推進プラン(19～20年度)の各改革項目の番号です。

表3 職員定数適正化の状況 (各年4月1日現在)(単位:人)

年度	職員数	削減数	増減	主な要因
9	2,742			
10	2,709	33	75	伊東保養所運営委託、学校調理・用務再雇用活用など
			+42	介護保険準備など
11	2,677	32	98	住区サービス事務所の統廃合、学校給食調理業務の民間委託、交換便業務の一部委託化など
			+66	介護保険準備、清掃事業移管準備など
12	2,807	37	115	組織改正による減、学校給食調理業務の民間委託、福祉センター管理委託、土木公園維持作業見直しなど
			+78	介護保険導入、延長保育拡大、教育事務移管など
4カ年の実績		151 (+167)		12年4月から開始した清掃事業に従事する都からの派遣などの職員
13	2,758	49	85	学校給食調理業務の民間委託、自動車運転業務の見直し、勤労福祉会館の見直しなど
			+36	介護保険認定審査、放置自転車対策、IT普及推進など
6カ年の実績		264 (+167)		
14	2,705	53	118	学校給食調理業務の民間委託、自動車運転業務の見直し、国民年金事務の変更に伴う事務執行体制の見直しなど
			+65	オンブズパーソン制度の導入、障害者福祉サービス支援費制度の準備、都市計画マスタープラン策定など
15	2,645	60	168	学校警備の機械化、学校給食調理業務の委託化 など
			+108	区民フォーラム(仮称)支援、観光事業の推進、障害者支援費制度の導入 など
6カ年の実績		264 (+167)		
16	2,574	71	107	給与事務の見直し、福利厚生事業の見直し、地区サービス事務所の見直し、学校事務職員の見直し など
			+36	観光の活性化・雇用対策の対応、生活保護に関する事務増、児童手当制度の法改正への対応など
17	2,510	64	98	保健衛生部門業務の見直し、リサイクル事業の役割分担の見直し、図書館運営業務の効率化など
			+34	契約事務改善の推進、電子入札システム・知的障害者相談・学習指導等の事務拡大などの事務量増への対応、狭あい道路事業の重点的整備など
18	2,458	52	104	企画経営部組織の見直し、街づくり計画担当組織の見直し、学校警備の機械化促進、学校給食調理業務の委託など
			+52	契約事務改善推進に伴う検査・指導体制の強化、介護保険法・障害者自立支援法等の法制度改正への対応、子育て支援策の強化、教育改革・学校安全対策への対応など
19	2,413	45	98	東が丘福祉工房の指定管理者制度導入、ふれあい工房の廃止、保健衛生部門の業務見直し、緑が丘文化会館業務の見直しなど
			+53	全庁的な危機管理体制の構築、子育て支援の充実、国民健康保険特定検診事業への対応、廃プラスチックリサイクルの促進、特別支援教育の推進など
20	2,363	50	118	体育施設への指定管理者制度導入、戸籍システム稼働による効率化、環境保全課業務見直し、街路整備業務の見直しなど
			+68	めぐろ学校サポートセンターの新設、区税のコンビニエンスストア収納・マルチペイメントシステム構築、後期高齢者医療制度への対応、地区整備事業の推進など
11カ年の実績		546 (+167)		

・ は減を表します。

類似団体との財政状況比較

市町村財政比較分析表（平成18年度決算）

目黒区の財政状況につきましては、これまでも、条例に基づいて毎年2回「めぐろ区報」に掲載し、また、ホームページでも「決算状況一覧表」として区民のみなさまに公表しているところです。

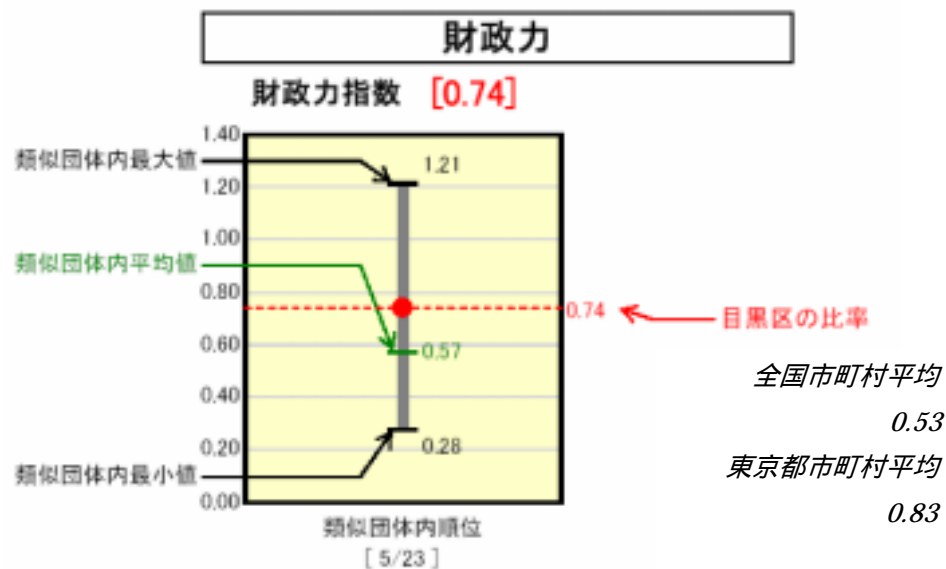
このたび、財政状況をより分かりやすく、より積極的に開示する全国的な取組として、人口や産業構造が類似する都道府県・区市町村を類型化して「類似団体」（目黒区は「特別区」に属します。）としてまとめ、その中で比較可能な財政指標を用いて財政状況の比較分析を行いました。各指標は、平成18年度の普通会計決算によるものとしていますが、ラスパイレス指数及び職員数については、平成19年4月1日現在のものとしています。

< 目黒区の財政状況の比較分析 >

1 はじめに

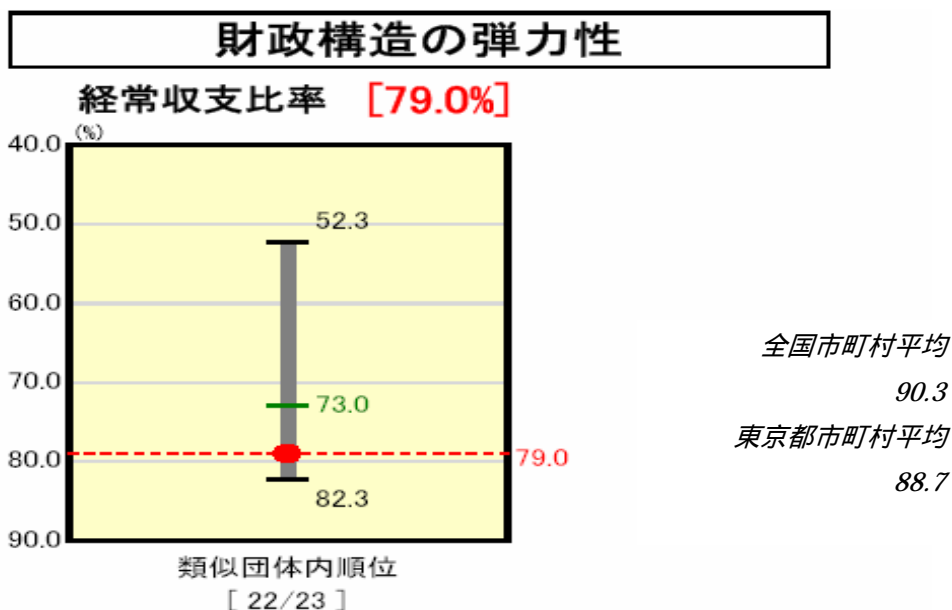
目黒区では、平成9年度から15年度にかけて大規模な公園用地を4か所取得しました。これに伴う起債により公債費が大幅に増え、各比較数値にも影響を及ぼしています。しかし、この公園用地分の償還費については都区財政調整制度による財源措置があり、実質的には区の財政負担は無いものとなっています。

2 財政力



財政力指数とは、地方交付税（特別区の場合は特別区財政調整交付金。以下同じ）算定上の基準財政収入額を基準財政需要額で除したもので表される指数の過去3年間の平均数値です。一般的に当該地方公共団体の財政力を判断する理論上の指標とされ、指数が大きいほど財源に余裕があるとされるものです。目黒区の値は0.74で、類似団体（特別区23区）中5位です。

3 財政構造の弾力性



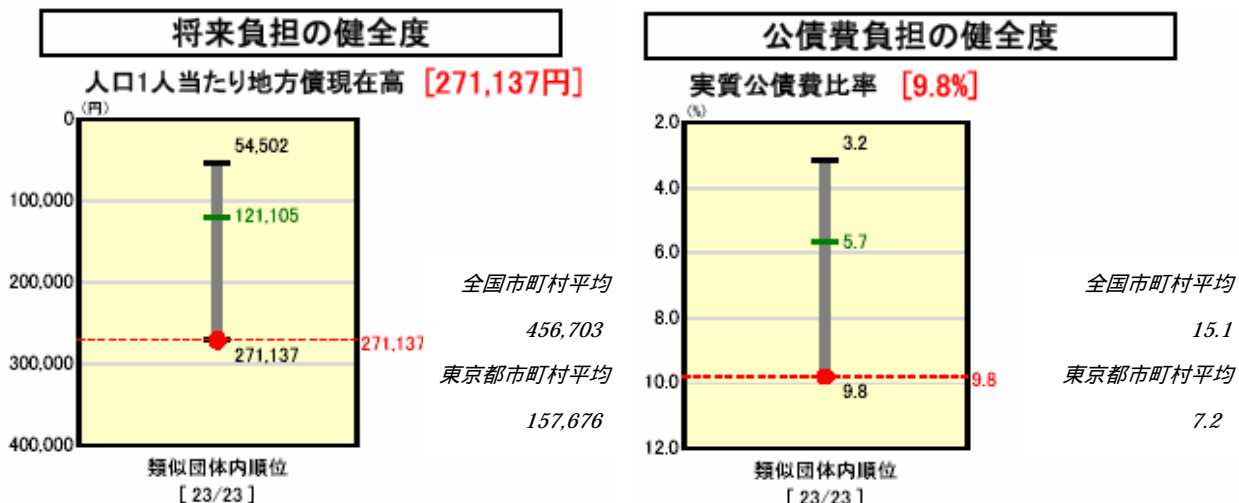
経常収支比率 (1) は、類似団体平均を 6 ポイント上回る高い数値となっていて、類似団体内 22 位です。経費別では、扶助費は平均を下回っていますが、公債費や人件費などが高い率となっています。類似団体の平均程度を目標として、職員定数や既存事業の見直しなどにより、経常的経費の縮減に取り組んでいます。

1 経常収支比率

特別区税など経常的に収入される一般財源のうち、どれだけが経常的経費（毎年度継続的かつ恒常的に支出される経費）に充当されているかを示すもので、当該地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標です。

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源 + 減税補てん償等}}$$

4 地方債（特別区債）



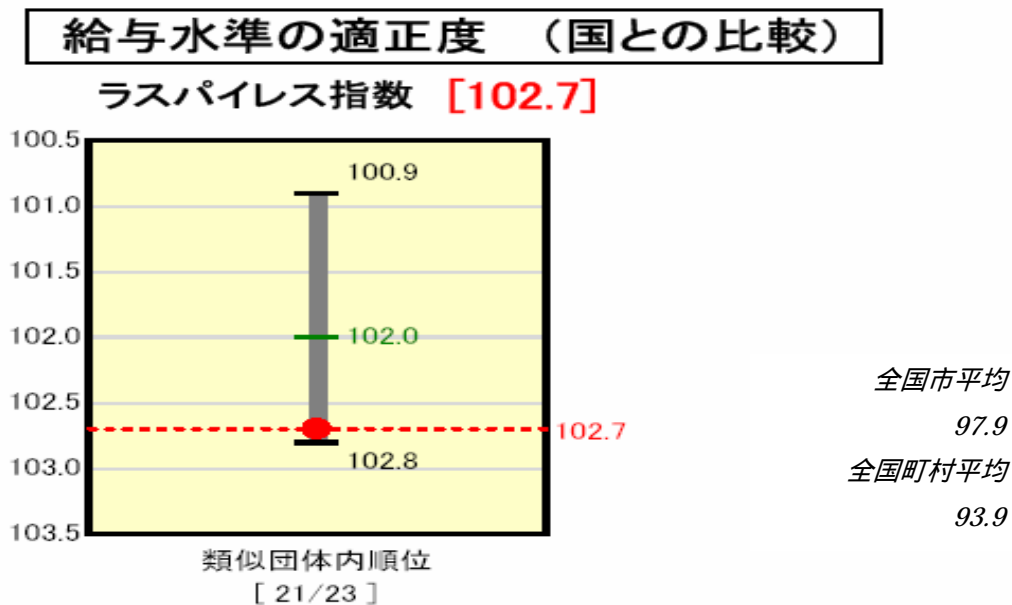
平成9年度から15年度にかけて大規模な公園用地を4か所取得したことに伴う起債により、公債費が大幅に増えています。この公園用地分の償還費は都区財政調整制度による財源措置があるものですが、各比較数値に影響を及ぼしています。人口1人当たりの地方債現在高は、前年度を8,576円下回る271,137円になっています。18年度末残高の約41%は特別区交付金などの財源措置があるものの、類似団体の中で最も高く、改善が課題となっています。今後は、地方債の発行を計画的に抑制し、残高の縮小を図っていきます。

また、実質公債費比率(2)は9.8%で、こちらも類似団体の中で最も高くなっています。20年度以降は大規模公園の償還が順次終了していくため、現役世代と将来世代との負担のバランス等に配慮しながら適切な起債管理に努め、類似団体の平均程度の比率を目指していきます。

2 実質公債費比率

公債費に加えて区が負担する一部事務組合等の公債費相当経費や公債費に相当する債務負担行為などを含めた実質的な公債費相当額が、区の標準的な財政規模に対して占める割合を過去3年度間平均した比率を言います。この比率が18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となります。

5 給与水準の適正度(国との比較)

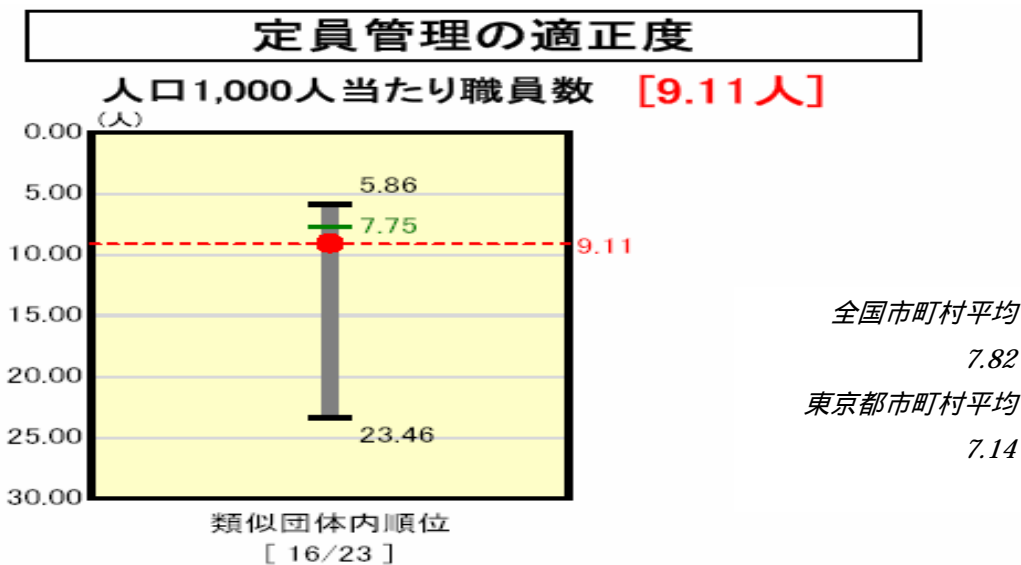


ラスパイレス指数(3)は、国を2.7ポイント上回り、類似団体中21位となっています。今後、年功的な給与上昇を抑制し、各種手当の総点検を行うなど、より一層の給与の適正化を図るとともに、職務・職責及び業績に応じた適切な給与制度へ転換することにより、指数の低下を図ります。

3 ラスパイレス指数

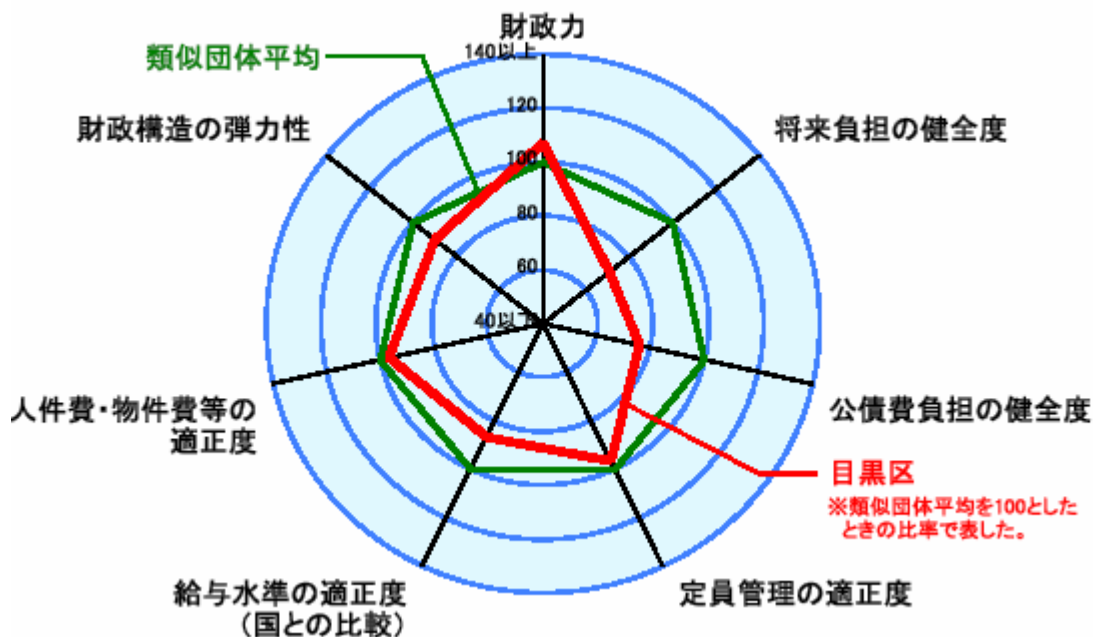
地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、行政職について学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

6 定員管理の適正度



人口1,000人当たり職員数は、9.11人で、類似団体中16位となっています。職員数については、16年度から20年度までの5年間で、15年4月1日現在の職員数2,645人の10%程度の削減を目標とし、職員定数の適正化に取り組んでいます。16～18年度で目標の約70%の削減を実現しており、引き続き民間委託などを推進し、目標の達成を目指します。

以上のような結果、類似団体平均を100とした場合、目黒区の財政状況をレーダーチャートで表すと、以下のようになります。



類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、類似団体と同じグループに属する団体を言う。

区 民 憲 章
《まちづくりのために》

わたくしたちは、この目黒区を、わたくしたちの力で明るく住みよい地域社会にするため、つぎのことを心にとめて、その実践につとめます。

- 1、人間性を尊重し、明るい豊かな人間のまちの実現に努力します。
- 1、広く暖かい心を養い、信頼と協力の人間関係を育てます。
- 1、地域のくらしをたいせつにし、緑と水と青い空をまもります。
- 1、伝統や文化遺産をたいせつにし、よいしきたりや新しい文化をきずきます。
- 1、こどもからおとしよりにいたるまで、お互いにたすけあい、この目黒区に、生きがいのある生活を実現します。

昭和52年10月1日制定

= 区民の皆さんに予算を理解していただくために =

平成20年度(2008年度)

区民のための予算ハンドブック

平成20年5月発行

発行 目黒区

編集 目黒区企画経営部財政課

〒153-8573 東京都目黒区上目黒2-19-15

電話 03-5722-9137(直通)

Eメールアドレス zaisei01@city.meguro.tokyo.jp

